

監査役への一瞬の情報—東京衡機中国子会社不正事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

東京衡機（以下 衡機）は、各種試験機のメーカーで東証二部上場企業（連結売上高約50億円）、その中国子会社で、プラスチック射出成型品および同金型の製造販売をしている無錫三和（以下 無錫）の総経理兼衡機の執行役員 e 氏及びその指示を受けた無錫の工場長 f 氏が数々の不正取引を行っていることが無錫従業員から同社副総経理 U 氏および衡機の社長兼無錫董事長 a 氏に報告された。

不正の情報を得て、a 氏が調査開始し、次いで自らが委員長となり、独立社外監査役の弁護士が委員として参加して調査委員会が設置され、2017年12月26日、調査報告書が公表された。

この報告書の中に、3回、衡機の常勤監査役が登場する場面がある。その内の2回目の場面における監査役の対応について、調査委員会は「もし、このとき、調査していれば、早期に不正行為が発見できた」と指摘している。そしてその場面は監査役にとって瞬間的な判断を要するものであった。

これらの不正行為によって与えた損益影響は2017年2月期で僅か2億円程度であるが、監査役にとって、貴重なテーマだと考え、採り上げさせて頂いた。

1. 総経理 e 氏・f 氏の不正行為

e 氏は北京国際関係学院大学を卒業して、中国の商社勤務を経て、日本に留学、日本の大手企業の海外現地法人勤務の後、人材会社を介して2015年1月に衡機に入社、同年2月に無錫に出向、董事兼総経理となり、1年後には衡機執行役員を兼務。今回の事件で2017年5月解任された。

e 氏及び f 氏の不正行為は次のようである。

- ① 無錫が購入した商品券を換金した資金の着服
- ② 外注取引を利用した無錫グループ従業員等の経営資源の不正流用
- ③ 架空売上の計上
- ④ 売上原価の過少計上と仕掛品の過大計上
- ⑤ コンサルティング取引を偽装して捻出した資金による取引先へのリベート等の支払い

等々であり、一瞬のチャンスは②の外注取引に関連して起きた。

2. 1 回目の登場—無錫への往査

2015年3月、衡機の常勤監査役 r 氏は当時衡機の監査法人であった新日本監査法人に同行して無錫に往査した。そして同年9月の取締役会において監査結果の報告として、無錫の内部統制についての内部監査が不十分であると述べている。調査委員会は「(監査役としての)一定の機能を果している」と評価している。

ところで、グループ会社の監査を担当する内部監査室は兼務の室長 as 氏一人であった。できることと言えば内部統制の形式整備のみで実質的な指導改善までは手が届いていなかったから、このような指摘になったのであろう。しかも、e 氏の着任間もない頃であったから、不正行為も起きていなかったと思われる。

もっとも、内部監査室長 as 氏は、2016年4月の衡機の実業取締役会で、無錫への顧問会計士の配置と内部統制部門の設置を訴えていた。

なお、無錫の監事は董事会への出席を除いて、監事としての職務は行っていない。

3. 2 回目の登場—内部監査室長からの相談

このようなたった一人の内部監査室であったが、それでも、2016年11月、無錫の内部統制評価の過程で、as 氏はプラスチック成型の外注取引で注文書のないものがあることを見つけた。内部統制上、見逃さないことである。室長は、その場は「過去に遡って注文書をそろえておくように」と是正を求めて終わった。上司である社長への報告はしなかったが、気になったので念のため、帰朝後、常勤監査役 r 氏に相談した。監査役 r 氏は一瞬の判断を求められたわけである。

ここで r 氏は「A 社に説明するしかない」と指示した。しかし、事実関係を確認することはなかった。

A 社とは、現地の会計事務所、無錫の会計監査を担当しているが、それは一部で、実態は、衡機との連結財務諸表の作成業務等が主であった。この A 社、当件に限らず、問題を把握しながら、衡機の監査法人である清和監査法人(新日本監査法人から交代)にもほとんど報告していない。

もし、このとき、調査していれば、早期に不正行為が発見できたと調査委員会は指摘している。

実は、e 氏と f 氏は、自らが支配できる会社 D 社を設立して、その工場敷地の賃借料を無錫に負担させ、無錫の従業員をその工場に派遣させて製造した製品を無錫に納入して外注費の支払を受けるなどを行っていたのである。

また、無錫従業員によると、e 氏が懇意にしている am 氏が経営する E 社に支払う外注加工費は通常の外注先のコストの 10 倍以上の高額だった形跡があるとのことである。

もし、注文書が存在し、それを監査役がチェックすれば、いかにおかしな外注費の支払であるかが分かったのである。

4. 3 回目の登場—不正発覚時の会計監査人への報告の是非

さて、最後の場面は、e 氏と f 氏の不正行為が従業員からトップに伝わり、衡機社長の a

氏はこの時無錫董事長を兼ねていたが、2017年5月の取締役会で、不正行為の事実関係につき調査中であると報告したのを受けて、常勤監査役 r 氏は、会計監査人への報告と有価証券報告書への後発事象としての記載をすべきかをどうかを執行役員の管理部長に相談した場面である。結論としてともに行わないこととしたと調査報告書にはある。

5. 責任追及

総経理 e 氏は2017年5月に解任され、かつ中国公安当局に逮捕・勾留され捜査は継続中、工場長 f 氏は自ら同年5月に退職、刑事告訴を含めて検討中。副総経理 U 氏は11月退職した。衡機の社長らは報酬20%減額3か月とした(2017年12月26日「調査委員会の最終報告書の受領および当社の対応等に関するお知らせ」)。常勤監査役 r 氏は対象にはなっていない。

私のコメント

(1) 不正の情報は、必ずと言っていいほど、監査役が通常の職務を果たしていれば、入ってくるものである。問題はこのチャンスを生かすかどうかである。

(2) 会計監査人は監査役の身内であると考えべきである。

監査役の職務は、取締役の業務執行の監査であり、会計監査人と連携しつつ、取締役の業務執行に対処しなければいけないと思う。

つまり、3回目の不正行為発覚時に、執行役員の管理部長に相談し、会計監査人への報告は行わないとの結論になったというが、これはとんでもないことで、優先すべきは会計監査人への報告と相談である。そして、管理部長の意見は意見として、不正の事実を開示させ、当然有報への記載を行うよう会社に指摘しなければならないと考える。

(3) 常勤監査役は主体的に行動すべきである。

せっかく、内部監査室長から相談を持ち掛けられたのだから、内部監査室と連携して、監査役が主体的に調査に乗り出すべきであったと考える。

(4) 財務内部統制の効果を再認識するときである。

e 氏と f 氏による不正行為の一つに「売上原価の過少計上と仕掛品の過大計上」がある。ご存知の通り、当期の売上原価は、前期末在庫＋当期計上(仕入)－当期末在庫で算出されるから、当期末在庫を故意に増加させれば当期の売上原価は過少になる。2017年6月の現地棚卸で帳簿残高が約2億円嵩上げされていたことが判明した。遡って調査すると、2016年9月以降、この嵩上げが行われていたことが判明した。実は曲がりなりにも会計監査を担当する A 社は2016年度の期末監査において、仕掛品の計算票が作成されていないことを発見したが「早急に作成する」との回答があり、そのまま放置してしまい、衡機の常勤監査役にも会計監査人の清和監査法人へも伝えなかった。

2016年7月、長らく原価計算を担当していた従業員が他部署に異動後、仕掛品の計算票が作成されなくなっていた。この従業員、e氏から「原価を少なめに計上するように」といった趣旨の指示を受けていたという。何故、異動させられたのだろうか。

外注の「注文書」といい、仕掛品の簿価水増しといい、内部監査室長やA社があと一歩まで追いつめているのに、残念でならない。常勤監査役も内部監査室長も主張した「内部統制改善」は重要であり、そこで見つかった疑義を具体的な行動に結び付けなくてはいけない。

さらに、A社からの報告を定期的ないし、随時受けるような仕組みを作っておくことも衡機の常勤監査役の重要な任務である。

(5) 海外現地法人の経営陣の選任は極めて重要である。

日本語が堪能で、やり手の総経理e氏は親会社衡機の執行役員にも選任された。e氏は人材会社を介して採用されたという。

日本語はできずとも誠実な人の方が良いように思うがいかがだろうか。